

鳥取県補助金等審査会（がんばる地域プラン審査会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等審査会（がんばる地域プラン審査会）（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（審査する事項）

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項について審査するものとし、その具体的な内容は、がんばる地域プラン実施要領（平成24年3月29日付第201100200469号農林水産部長通知。以下「地域プラン要領」という。）第5（2）、（4）の規定に基づき、地域農業振興方向をまとめた基本計画及び地域の農業者等との合意形成を基礎として作成する、農業を活性化することを主眼としたプランに関する事項とする。

（組織）

第3条 審査会は、原則として委員5人をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、その審査する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、任命の日から任命の日の属する年度末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審査会の会議は、農林水産部長が招集し、委員長がその議長となる。

2 前項の会議は、原則として基本計画の審査として6月及びプランの審査として12月から1月までの間に開催する。ただし、必要に応じて開催時期の変更、追加会議、現地調査を行うことができる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（基本計画審査）

第7条 地域プラン要領に基づき申請された基本計画を審査対象とする。

2 審査会においては、原則として基本計画策定主体が当該基本計画の説明（プレゼンテーション）を行い、審査会がこれを審査する。

3 審査会は、審査対象の基本計画について、別に定めるがんばる地域プラン審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、採択に係る審査を行い、委員の協議により採択先を決定する。